

一般社団法人東友会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人東友会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都文京区湯島二丁目4番4号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東京都内に居住する原爆被害者(以下「被爆者」という)及びその子弟の健康保持と経済・社会生活上の福祉を増進させるため被爆者への援護対策の推進その他必要な救援事業を行い、あわせて再び核戦争の惨禍をひきおこさないための努力を通じて被爆者・国民の平和と福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)被爆者及びその子弟の健康管理・医療及び生活に関する相談事業
- (2)原爆死没者及びその遺族の調査・慰霊事業
- (3)原爆資料調査とその伝達事業
- (4)被爆者の援護に関する東京都よりの受託事業
- (5)その他この法人の目的を達成するための必要な事業

2 前項の事業は、東京都においておこなう。

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1)東京都内に組織された地区被爆者団体の推せんをうけた者、またはその団体を代表する者
- (2)この法人の目的に賛同し、理事会において認められた個人

2 前項の会員は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき、及び毎年、会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当に事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合ほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、または解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任

- (3) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令

またはこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定期総会として、毎年5月ないし6月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 全会員の10分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において会員のなかから選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、全会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもっておこなう。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、全会員の半数以上であって、全会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもっておこなう。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議をおこなわなければならない。

理事または監事の候補者数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成

を得た候補者のなかから、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 10名以上15名以内

(2)監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち3名以上5名以内を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事のなかから選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事と監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結のときまでとする。

2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するとき

までとする。

3 理事または監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事の権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は無報酬とする。ただし常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の基準に従って算出した額を支給することができる。

第6章 理事会

(会議の種別)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は次の職務をおこなう。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の業務執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定および解職

(招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき、または代表理事に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎年、事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類ほか次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿、監査報告を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の分配)

第34条 この法人は、剰余金の分配をおこなうことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(財産の処分)

第37条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17項に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局及び職員

(事務局の設置)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長の選任及び解任は、理事会が決議する。
- 4 職員は、代表理事が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、電子公告によりおこなう。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲示する方法による。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は飯田マリ子とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記をおこなったときは、第31条の規定にかかわらず解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。